小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第４２号

静岡市葵区川合１丁目１番７―503号

再生債務者　萩原　雅美

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成29年３月３日

静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第１６号

宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4672番地256

再生債務者　工藤　　剛

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成29年３月３日

宮崎地方裁判所都城支部破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第１号

千葉県千葉市稲毛区小中台町501番地　稲毛スカイタウン２棟312号

再生債務者　馬場　智志

1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年３月22日まで

4　一般異議申述期間　平成29年４月５日から平成29年４月19日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再ロ）第１号

沖縄県那覇市字小禄1464番地　清和マンションⅡ301

再生債務者　玉城　泰伸

1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年３月29日まで

4　一般異議申述期間　平成29年４月12日から平成29年４月19日まで

那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（再ロ）第５号

山形市西崎283番地の12

再生債務者　南方　　修

1　決定年月日時　平成29年３月２日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年３月30日まで

4　一般異議申述期間　平成29年４月13日から平成29年４月27日まで

山形地方裁判所民事部

平成２９年（再ロ）第１０００５号

東京都北区東十条１―18―２―906

再生債務者　藤巻　洋介

1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年３月30日まで

4　一般異議申述期間　平成29年４月13日から平成29年５月８日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第２号

兵庫県姫路市田寺東２丁目39番８号

再生債務者　濱田　隆史

1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年３月30日まで

4　一般異議申述期間　平成29年４月13日から平成29年５月８日まで

神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第２号

島根県出雲市上島町２番地

再生債務者　山根　洋行

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年２月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年３月23日まで

平成29年３月２日　松江地方裁判所出雲支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１４号

千葉県船橋市上山町２丁目287番地13

再生債務者　武田　健司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月３日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再ロ）第１５号

堺市中区土師町３丁28番７号

再生債務者　小山　泰典

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月２日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２８年（再ロ）第３号

鹿児島県鹿児島市宇宿４丁目８番12号

再生債務者　永井　洋臣

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月３日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２８年（再ロ）第４６号

大阪市住吉区苅田９丁目14番20―403号

再生債務者　佐野　　勉

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月２日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第８号

神戸市須磨区北落合６丁目３番６―309号

再生債務者　福島　敬文

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月２日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

高圧ガス保安法に基づく指定輸入検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第22条第１項第１号の規定による指定輸入検査機関を次のとおり指定したので、同法第74条の２第１項第１号の規定により、公示する。

平成29年３月13日

千葉県知事　鈴木　栄治

1　名称　一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会

2　所在地　千葉市中央区中央港１丁目13番１号

3　指定年月日　平成29年２月28日

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、平成二十九年五月二十二日迄にお申し出下さい。

平成二十九年三月十三日

北海道留萌市開運町一丁目六番一号

（甲）医療法人社団心優会

理事長　角　　隆巨

札幌市北区北二十二条西七丁目二番一号

（乙）医療法人中江病院

理事長　角　　隆巨

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年五月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、こは同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲はこの全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年九月二十日

掲載頁　五十七頁（号外第二〇七号）

（こ）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年九月二十日

掲載頁　五十七頁（号外第二〇七号）

平成二十九年三月十三日

東京都千代田区麹町四丁目二番地

（甲）株式会社工営エナジー

代表取締役　吉田　克己

東京都千代田区麹町四丁目二番地

（こ）ＮＫ福島水力発電株式会社

代表取締役　荒井　昭光